

定 款

株式会社メドレー

平成21年	5月20日	作	成
平成21年	6月5日	設	立
平成24年	9月5日	変	更
平成24年11月	5日	変	更
平成25年	5月20日	変	更
平成26年10月	31日	変	更
平成27年	3月30日	変	更
平成27年	6月22日	変	更
平成27年	9月7日	変	更
平成28年	3月31日	変	更
平成29年	3月15日	変	更
平成29年	3月30日	変	更
平成29年	4月25日	変	更
平成29年	9月28日	変	更
平成29年12月	7日	変	更
令和元年	9月19日	変	更
令和2年	3月27日	変	更
令和3年	3月26日	変	更
令和4年	3月25日	変	更
令和5年	3月29日	変	更
令和7年	3月25日	変	更

株式会社メドレー定款

第1章 総 則

第1条（商号）

当会社は、株式会社メドレーと称し、英文ではMEDLEY, INC.と表示する。

第2条（目的）

当会社は、次の事業を行うことを目的とする。

1. 情報収集、情報処理、情報提供に関するサービス
2. 企業の人材採用を支援するサービス
3. 有料職業紹介事業
4. 労働者派遣事業
5. 医療、介護、保育等の人材育成のための教育研修事業
6. 電気通信事業
7. 企業の買収、合併、会社分割、株式交換・移転、資本・業務提携、営業権・有価証券の譲渡等に関する企画立案、仲介及び斡旋事業
8. 投資事業
9. 販売活動、販売促進活動に関するコンサルティング
10. コスト削減に関するコンサルティング
11. 不動産の売買、賃貸借、仲介、運用及び鑑定業
12. 広告、宣伝に関する企画、制作及び広告代理業
13. 各種マーケティングに関する業務、コンサルティング業
14. コンピューターシステムの設計、開発、分析、インターネットに関するコンサルティング
15. コンピューター、その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画、開発、設計、技術指導、販売、賃貸並びに輸出入業務
16. 医療機器、医療用品、健康機器等の販売
17. CD、DVD、ミュージックテープ、ビデオ等の原盤の企画・制作・販売
18. 書籍・雑誌その他印刷物及び電子出版物の企画、制作及び販売
19. 通信販売業
20. 集金代行業
21. 各種事業を営む会社及び外国会社の株式又は持分を取得、所有することによる当該会社の事業活動の支配及び管理
22. 前各号に附帯する一切の事業

第3条（本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条（公告の方法）

- 1 当会社の公告は、電子公告により行う。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第5条（機関の設置）

当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

第2章 株 式

第6条（発行可能株式総数）

当会社が発行することができる株式の総数は、1億株とする。

第7条（自己の株式の取得）

当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

第8条（単元株式数）

当会社の1単元の株式数は、100株とする。

第9条（単元未満株主の権利制限）

当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条（株主名簿管理人）

- 1 当会社は、株主名簿管理人を置く。
- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第11条（株式取扱規程）

株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第12条（基準日）

- 1 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、予め公告してそのための基準日を定めることができる。

第3章 株 主 総 会

第13条（招集）

- 1 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3か月以内に招集し、臨時株主総会は、随時必要に応じて招集する。
- 2 当会社の株主総会は、場所の定めのない株主総会とすることができる。

第14条（招集権者及び議長）

- 1 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（電子提供措置等）

- 1 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 16 条（決議の方法）

- 1 株主総会の普通決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 17 条（議決権の代理行使）

- 1 株主は、代理人によって議決権を行使することができる。この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。
- 2 前項の代理人は、当社の議決権を有する株主に限るものとし、かつ、2 人以上の代理人を選任することはできない。

第 18 条（総会議事録）

株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第 19 条（取締役の員数）

当社の取締役は 12 名以内とする。

第 20 条（取締役の選任）

- 1 取締役は、株主総会において選任する。
- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 21 条（取締役の解任）

取締役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 22 条（取締役の任期）

- 1 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結時までとする。
- 2 補欠又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。

第 23 条（代表取締役及び社長）

- 1 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役を選定する。
- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、取締役社長 1 名を選定する。
- 4 社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役が社長の業務を行う。

第 24 条（取締役会の招集権者及び議長）

- 1 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
- 2 取締役社長に欠員又は事故があるときは、取締役会において予め定めた順序で、他の取締役がこれに代わる。

第 25 条（取締役会の招集通知）

- 1 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第 26 条（取締役会の決議方法）

- 1 取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の過半数が出席し、その出席した取締役の過半数をもって決する。
- 2 当会社は、取締役が取締役会の決議事項につき提案した場合において、当該提案につき決議に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。

第 27 条（取締役会議事録）

取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに署名若しくは記名押印又は電子署名する。

第 28 条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

第 29 条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第 30 条（取締役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 5 章 監査役及び監査役会

第 31 条（監査役の員数）

当会社の監査役は、4 名以内とする。

第 32 条（監査役の選任）

- 1 監査役は、株主総会において選任する。
- 2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 監査役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第 33 条（監査役の任期）

- 1 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 2 補欠により選任された監査役の任期は、その退任した監査役の任期満了時までとする。

第 34 条（常勤監査役）

監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

第 35 条（監査役会の招集通知）

- 1 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 2 監査役の全員の同意があるときは、監査役会は、招集の手続を経ないで開催することができる。

第 36 条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役過半数をもって決する。

第 37 条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。

第 38 条（監査役会規程）

監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第 39 条（監査役の報酬等）

監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第 40 条（監査役の責任免除）

- 1 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。
- 2 当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額とする。

第 6 章 会計監査人

第 41 条（会計監査人の選任）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第 42 条（会計監査人の任期）

- 1 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

第 7 章 計 算

第 43 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの年 1 期とする。

第 44 条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を行う。

第 45 条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主

又は登録株式質権者に対し、会社法第 454 条第 5 項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる。

第 46 条（配当金の除斥期間）

- 1 期末配当金及び中間配当金が、支払いの提供をした日から 3 年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払いの義務を免れるものとする
- 2 前項の配当金には利息を付けない。